

# 各務原市新庁舎建設基本設計業務 プロポーザル実施要領

平成28年7月

各務原市

# — 目 次 —

1. 目的	1
2. 業務概要	1
3. プロポーザル実施方針	1
(1) 基本条件及び選定方式	1
(2) 代表企業応募者の審査	1
(3) 県内企業応募者の審査	2
(4) 市内企業候補者の選定	2
4. 参加資格	2
(1) 共通事項	2
(2) 代表企業応募者の参加資格	3
(3) 県内企業応募者の参加資格	3
(4) 市内企業応募者の参加資格	3
(5) 参加に関する制限	3
(6) 失格要件	4
5. 審査委員会	5
6. 手続等	5
(1) 事務局	5
(2) スケジュール	6
(3) 関係資料の配布・閲覧	6
7. 代表企業応募者の参加表明書等の提出手続き及び評価	7
(1) 参加表明書等の提出手続き	7
(2) 提出書類の記入上の留意事項	7
(3) 参加表明書等（第一次審査）の評価	10
8. 代表企業応募者の参加表明書等に関する質問の受付及び回答	11
(1) 質問の方法	11
9. 県内企業応募者の参加表明書等の提出手続き及び評価	11
(1) 参加表明書等の提出手続き	11
(2) 提出書類の記入上の留意事項	12
(3) 参加表明書等の評価	13
10. 県内企業応募者の参加表明書等に関する質問の受付及び回答	13
(1) 質問の方法	13
11. 市内企業応募者の参加表明書の提出手続き及び評価	14
(1) 参加表明書の提出手続き	14
(2) 提出書類の記入上の留意事項	14
(3) 参加資格要件の審査	14
12. 市内企業応募者の参加表明書に関する質問の受付及び回答	14
(1) 質問の方法	14

<b>1 3. 代表企業応募者の技術提案書の提出手続き及び評価</b> .....	1 5
(1) 技術提案書の提出手続き .....	1 5
(2) 提出書類の記入上の留意事項 .....	1 5
(3) 提出資料作成上の注意事項 .....	1 6
(4) プレゼンテーション及びヒアリング .....	1 6
(5) 技術提案書（第二次審査）の評価 .....	1 7
<b>1 4. 代表企業応募者の技術提案書に関する質問の受付及び回答</b> .....	1 7
(1) 質問の方法 .....	1 7
<b>1 5. 県内企業応募者の技術提案書の提出手続き及び評価</b> .....	1 7
(1) 技術提案書の提出手続き .....	1 7
(2) 提出書類の記入上の留意事項 .....	1 8
(3) 提出資料作成上の注意事項 .....	1 8
(4) 技術提案書（第二次審査）の評価 .....	1 8
<b>1 6. 県内企業応募者の技術提案書に関する質問の受付及び回答</b> .....	1 9
(1) 質問の方法 .....	1 9
<b>1 7. 評価結果の公表及び通知</b> .....	1 9
<b>1 8. 設計業務契約</b> .....	1 9
(1) 共同企業体の結成 .....	1 9
(2) 契約の締結 .....	1 9
(3) 契約保証金 .....	1 9
(4) 委託料の支払条件 .....	1 9
(5) 委託料上限額 .....	2 0
(6) 履行期間 .....	2 0
(7) 契約者 .....	2 0
(8) 契約書の作成の要否 .....	2 0
(9) 委託に関する本件公募型プロポーザルの取り扱い .....	2 0
(1 0) 本業務に係る工事の受注に関する制限 .....	2 0
(1 1) その他 .....	2 0
<b>1 9. その他</b> .....	2 1
(1) 市との協議について .....	2 1
(2) 辞退について .....	2 1
(3) 費用負担 .....	2 1
(4) 提出資料の取扱い .....	2 1

## 1. 目的

各務原市では、平成28年5月に、新庁舎建設の整備方針となる「各務原市新庁舎建設基本計画」を策定しました。

本プロポーザルは、各務原市新庁舎建設基本計画をよく理解し、かつ実現することができる、各務原市新庁舎の設計業務を行うことに最も適した設計者を選定することを目的とします。

## 2. 業務概要

- |                      |  |
|----------------------|--|
| (1) 委託業務名            | 各務原市新庁舎建設基本設計業務委託  |
| (2) 業務内容             | 各務原市新庁舎建設工事に係る基本設計及び関連業務<br>詳細は、「各務原市建築設計業務委託特記仕様書」による。  |
| (3) 履行期間             | 契約の日から平成30年2月28日まで（約15ヶ月）  |
| (4) 建物規模             | 新庁舎延べ面積 14,000㎡程度  |
| (5) 委託料上限額           | 82,063千円（消費税込み）  |
| (6) 概算工事費            | 約63億円（本体建設工事のみ・消費税（8%）込み）  |
| (7) 計画概要             | 「各務原市新庁舎建設基本計画」による。  |
| (8) 事業スケジュール<br>（予定） | 基本設計：平成28年度～平成29年度<br>実施設計：平成30年度<br>建設工事：平成31年度～平成32年度  |
| (9) 設計上の留意事項         | 各務原市新庁舎建設事業においては、防衛省の補助対象とする予定であり、構造及び建具等の防音に対する配慮が必要となるため、必ず「防衛施設周辺防音事業工事標準仕方書」を遵守し設計する必要があります。 |

## 3. プロポーザル実施方針

- (1) 基本条件及び選定方式
  - ① 基本条件  
本業務の受託にあたっては、代表企業、県内企業、市内企業の各1者から構成される設計共同企業体の結成を条件とします。
  - ② 選定方式
    - ア 代表企業、県内企業  
「公募型プロポーザル方式」により、代表企業応募者と県内企業応募者をそれぞれ評価し、選定します。
    - イ 市内企業  
市内企業応募者は参加表明書を提出し、参加資格要件を満たす全ての者を市内企業候補者とします。
- (2) 代表企業応募者の審査  
代表企業応募者のうち、参加資格要件を満たす者について、次のとおり二段階の審査を行います。
  - ① 第一次審査

代表企業応募者から提出された書類について、「各務原市新庁舎建設基本設計業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）による評価を行い、技術提案書を提出できる第二次審査対象者を6者程度選定します。

② 第二次審査

第二次審査対象者に、技術提案書の提出を要請します。

提出された技術提案書について、審査委員会による評価を行い、代表企業最優秀者1者及び代表企業次点者1者を特定し、代表企業最優秀者を本業務の契約にあたっての契約優先交渉権者に、代表企業次点者を次点交渉権者に選定します。

(3) 県内企業応募者の審査

県内企業応募者のうち、参加資格要件を満たす者について、次のとおり二段階の審査を行います。

① 第一次審査

県内企業応募者から提出された書類について、審査委員会による評価を行い、技術提案書を提出できる第二次審査対象者を3者程度選定します。

② 第二次審査

第二次審査対象者に、技術提案書の提出を要請します。

提出された技術提案書について、審査委員会による評価を行い、県内企業最優秀者1者及び県内企業次点者1者を選定します。

(4) 市内企業応募者の審査

市内企業応募者から提出された書類の審査により、参加資格要件を満たす全ての市内企業応募者を市内企業候補者に選定し、市内企業候補者名簿に登載します。市内企業応募者には技術提案書の提出は求めません。

代表企業の優先交渉権者は、全ての市内企業候補者を対象にヒアリングを実施し、自らの責任において、最適と判断される1者を選定し、市へ報告及び承認を受けるものとします。

## 4. 参加資格

(1) 共通事項

参加資格を有する代表企業応募者、県内企業応募者、市内企業応募者は、次に掲げる要件を全て満たさなければなりません。

- ① 単体企業であること。ただし、代表企業応募者については、協力事務所として、他の企業を加え、特定の分野を担当させることを妨げるものではありません。
- ② 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受け、同法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者を本業務に配置できること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

であること。

- ⑥ 各務原市競争入札参加資格を有していること。
  - ⑦ 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）による指名停止を受けていないこと。
  - ⑧ 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (2) 代表企業応募者の参加資格
- ① 平成18年4月1日以降に、日本国内において、平成21年国土交通省告示第15号別添二第四号に該当する建築物で、延べ面積が7,000㎡以上（原則1棟とする。）の新築又は改築の基本設計又は実施設計業務を元請として受託し、公告日現在において当該設計業務が完了している実績を有すること。
  - ② 平成18年4月1日以降に、日本国内において、免震構造建築物（戸建住宅を除く）の設計業務を元請として受託し、公告日現在において当該設計業務が完了している実績を有すること。
  - ③ 管理技術者及び総合担当主任技術者は代表企業応募者に所属していること。
  - ④ 管理技術者、総合担当主任技術者及び構造担当主任技術者は、それぞれ一級建築士を配置することができること。
  - ⑤ 本業務において、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士を配置することができること。
  - ⑥ 管理技術者及び各分担業務分野の担当主任技術者はそれぞれ1名ずつ配置することができること。
  - ⑦ 管理技術者は各分担業務分野の担当主任技術者を兼任しないこと。また、各分担業務分野の担当主任技術者についても他の分担業務分野の担当主任技術者を兼任しないこと。
- ※ 「管理技術者」とは、業務の管理及び統括を行う者をいいます。
- ※ 「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいいます。
- (3) 県内企業応募者の参加資格
- ① 岐阜地域内（岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町）に本社を有すること。
  - ② 平成18年4月1日以降に、単体で、国又は地方公共団体が発注した公共施設の新築又は改築の設計業務の元請実績を有すること。
- (4) 市内企業応募者の参加資格
- ① 各務原市内に本社を有すること。
  - ② 「防衛施設周辺防音事業工事標準仕方書」による公共施設の防音工事（新築、改築、改修、改造、併行、機能復旧等）の設計を担当した技術職員が現在所属していること。
- (5) 参加に関する制限
- ① 各企業からの応募は1点のみとします。
  - ② 代表企業、県内企業、市内企業に重複して応募することはできません。また、県内企

業、市内企業は、参加資格を満たせば、代表企業や県内企業に応募することができます。

③ 協力事務所は、他の参加者の協力事務所となることはできません。

④ 次の各項目に該当する者は、参加することはできません。

ア 審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者

(注)「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいいます。

イ 審査委員会の委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者が在職している企業

ウ 審査委員会の委員が大学に所属する場合において、その選定委員の研究室に現に所属する者が在職している企業

#### (6) 失格要件

代表企業応募者、県内企業応募者、市内企業応募者とも次の要件に一つでも該当するものがある場合には失格となります。

- ① 提出資料が本実施要領の提出方法に適合しない場合
- ② 提出資料が本実施要領に示された条件に適合しない場合
- ③ 提出資料に本実施要領で示した表現以外の表現方法が用いられている場合
- ④ 虚偽の内容が記入されている場合
- ⑤ 審査委員に接触があった場合
- ⑥ 代表企業応募者にあつて、見積額が委託料上限額を超えている場合
- ⑦ 代表企業応募者にあつて、他の代表企業応募者のプレゼンテーション・ヒアリングを参観又は聴講した場合
- ⑧ その他本実施要領に違反するなど審査委員会が不適格と認めた場合
- ⑨ 参加資格審査の結果通知により参加資格があると認められた者が、本業務に係る契約締結までの間に指名停止措置を受けた場合その他参加資格の要件を満たさなくなった場合

## 5. 審査委員会

審査にあたっては、下記の7名で構成される審査委員会が行います。

氏名	所属
奥宮 正哉	名古屋大学大学院教授
小鍋 泰弘	各務原市副市長
杉戸 真太	岐阜大学理事兼副学長
瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授
土井 康生	岐阜工業高等専門学校名誉教授
服部 隆	各務原市都市建設部長
松本 直司	名古屋工業大学名誉教授

(五十音順)

## 6. 手続等

### (1) 事務局

岐阜県各務原市企画総務部管財課庁舎等建設係

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地

電話：058-383-1619（直通）

ファクシミリ：058-383-6365

各務原市公式ウェブサイト：<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/>

電子メール：[chousha@city.kakamigahara.gifu.jp](mailto:chousha@city.kakamigahara.gifu.jp)

(2) スケジュール

区分	項目	日程
第一次審査 参加表明書等	本実施要領及び資料の配布・閲覧	平成28年7月25日(月)から 平成28年8月23日(火)まで
	参加表明書等に関する質問書の受付期間	平成28年7月25日(月)から 平成28年8月3日(水)まで
	質問書の回答	平成28年8月9日(火)
	参加表明書等の受付期間	平成28年7月25日(月)から 平成28年8月23日(火)まで
	第一次審査、市内企業資格審査	平成28年8月30日(火)
	選定・非選定通知書の発送	平成28年8月31日(水)
第二次審査 技術提案書	技術提案書の受付開始	平成28年9月1日(木)
	技術提案書に関する質問書の受付期間	平成28年9月1日(木)から 平成28年9月9日(金)まで
	質問書の回答	平成28年9月15日(木)
	技術提案書の受付期限	平成28年10月14日(金)まで
	公開プレゼンテーション・ヒアリング ※代表企業のみ	平成28年11月3日(木)
	第二次審査	平成28年11月3日(木)
	特定・非特定通知書の発表	平成28年11月4日(金)
設計共同企業体の結成	平成28年11月下旬	
契約の締結	平成28年12月中旬	

(3) 関係資料の配布・閲覧

① 配布場所及び配布方法

ア 事務局で配布

※窓口での配布の場合は、各務原市の休日を定める条例（平成3年各務原市条例第6号）に規定する休日を除く（以下「市役所開庁日」という。）、午前9時から午後5時まで

イ 各務原市公式ウェブサイトからの閲覧

各務原市公式ウェブサイト (<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/>) に資料の電子データを掲載します。

② 配布開始日

平成28年7月25日(月)

## 7. 代表企業応募者の参加表明書等の提出手続き及び評価

### (1) 参加表明書等の提出手続き

代表企業応募者の参加表明書等は、次により提出してください。

#### ① 提出期間

平成28年7月25日（月）から8月23日（火）まで

※受付時間は、市役所開庁日の午前9時から午後5時まで

#### ② 提出場所

事務局

#### ③ 提出方法

ア 提出期間内に提出場所に直接持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は簡易書留郵便等配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着としてください。

イ 事務局による提出書類の受領確認後、参加表明書等受領書を交付します。

ウ 提出書類及び提出部数

提出書類	様式	部数
参加表明書	2	1
企業の技術者・資格	3	10
企業の業務実績	4	10
管理技術者の経歴等	5-1	10
管理技術者の代表的な業務実績	5-2	10
総合担当主任技術者の経歴等	6-1	10
総合担当主任技術者の代表的な業務実績	6-2	10
構造、電気設備、機械設備担当主任技術者の経歴等	7、8、9	各10
新たに分担業務分野を追加する場合の主任担当技術者等	10	10
協力事務所の概要	11	10
業務実施方針	12-1	10
設計工程計画書	12-2	10

### (2) 提出書類の記入上の留意事項

#### ① 参加表明書（様式2）

代表者印を押印の上、提出してください。

#### ② 企業の技術者・資格（様式3）

ア 当該事務所の技術職員・資格について記入してください。

イ 資格は、一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士を対象とし、これ以外の資格については記入しないでください。また、複数の資格を有する職員については、いずれか一つの資格の保有者として記入してください。

#### ③ 企業の業務実績（様式4）

次のア、イに該当する同種又は類似の業務実績5件以内を記入してください。なお、業務実績とは基本設計又は実施設計業務の契約履行が公告日現在において完了しているものをいい、施設の完成は問いません。

ア 「同種」業務の実績における対象施設は、平成18年4月1日以降に、日本国内において、国又は地方公共団体が発注した延べ面積7,000㎡以上（原則1棟とする。）の庁舎（執務室及び窓口を主としたもの）の新築又は改築の基本設計又は実施設計業務を元請として受託した実績を対象とします。

- イ 「類似」業務の実績における対象施設は、平成18年4月1日以降に、日本国内において、平成21年国土交通省告示第15号別添二第四号（業務施設）に該当する建築物で、延べ面積7,000㎡以上（原則1棟とする。）の新築又は改築の基本設計又は実施設計業務を元請として受託した実績を対象とします。
- ウ 実績が複数ある場合は、同種業務の実績を優先し、かつ延べ面積の大きいものから5件を記入してください。なお、同種又は類似業務の実績が合わせて5件に満たない場合は、実績があるもののみを記入してください。記入した業務については契約書（鏡）の写し、業務の完了が確認できる資料の写し、施設の概要が確認できる資料の写し（図面、写真、パース等）を提出してください。
- エ 該当する業務実績について、次の項目を記入してください。
- （ア）受注形態の欄には、単体又は共同企業体の別を記入してください。
  - （イ）構造・規模の欄には、〔構造種別―地上階数/地下階数、延べ面積〕を記入してください。
  - （ウ）受賞歴は、受賞名、受賞年月日を記入してください。受賞歴について、受賞実績が確認できる資料の写しを提出してください。
  - （エ）審査において「同種」を「類似」又は「実績無し」と、また「類似」を「実績無し」と、更に「受賞歴」を「受賞歴なし」として評価することがあります。
- オ 免震構造建築物の設計実績は、平成18年4月1日以降に、日本国内において、免震構造建築物（戸建住宅を除く）の設計業務を元請として受託した実績（免震レトロフィットを含む）を対象とします。実績が複数ある場合は、「庁舎（執務室及び窓口を主としたもの）」の実績を優先し、かつ延べ面積の大きいものから3件を記入してください。実績が合わせて3件に満たない場合は、実績があるもののみを記入してください。記入した業務については契約書（鏡）の写し、延べ面積が確認できる資料の写し及び施設の概要が確認できる資料の写し（図面、写真、パース等）を提出してください。なお、前記ア、イとの重複は可とします。

④ 管理技術者の経歴等（様式5-1）

本業務を担当する管理技術者について、次に従い記入してください。

ア 実務経験年数、保有資格等

- （ア）当該事務所との雇用関係を証明する資料（健康保険証の写し等）を添付してください。なお、参加表明書の受付日以前に当該事務所と直接的かつ恒常的に3カ月以上の雇用関係が必要となります。
- （イ）記入した資格を証する資料（資格者証の写し等）を添付してください。
- （ウ）実務経験年数については、1年未満は切り捨てとします。

イ 同種・類似業務実績

- （ア）同種・類似業務の記入方法は、前記③アからウまでの説明と同じですが、同種・類似業務実績の記入件数は3件以内とします。
- （イ）該当する業務実績については、前記③エにならって記入し、あわせて関わった分担業務分野及び立場（管理技術者、主任技術者又はこれらに準ずる立場）を記入してください。

ウ 公告日現在、従事している設計業務及び監理業務

公告日現在、従事している設計、監理業務について、前記にならって記入し、あわせて関わっている分担業務分野及び立場（管理技術者、主任技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記入してください。

エ 管理技術者の代表的な業務実績（様式5-2）

前記様式5-1で記入した業務実績のうち、代表的な業務実績1事例の写真等を添付し、その設計コンセプトを簡潔に記入してください。

⑤ 総合担当主任技術者の経歴等（様式6-1、様式6-2）

本業務を担当する総合担当主任技術者について、前記④の管理技術者の記入要領に準じ、記入してください。

⑥ 構造、電気設備、機械設備担当主任技術者の経歴等（様式7、様式8、様式9）

ア 構造担当主任技術者

（ア）資格については、構造一級建築士、一級建築士についてのみ記入してください。

資格登録番号、取得年月日を括弧書きで記入してください。

（イ）構造担当主任技術者が協力事務所に所属する場合は、所属企業名欄に記入してください。

イ 電気設備及び機械設備担当主任技術者

（ア）電気設備担当主任技術者の資格については、設備設計一級建築士、一級建築士、建築設備士、技術士についてのみ記入してください。

（イ）機械設備担当主任技術者の資格については、設備設計一級建築士、一級建築士、建築設備士、技術士についてのみ記入してください。

（ウ）電気設備及び機械設備担当主任技術者が協力事務所に所属する場合は、所属企業名欄に記入してください。

ウ 構造、電気設備、機械設備担当主任技術者共通

（ア）実務経験年数については、1年未満は切り捨てとします。

（イ）同種・類似業務実績は3件以内とし、同種又は類似を選択してください。従事した立場とは、その業務における役割分担をいい、管理技術者、〇〇担当主任技術者、〇〇担当技術者の別を記入してください。過去の受賞歴については、受賞実績が確認できる資料の写しを提出してください。

⑦ 新たな分担業務分野（様式10）

提出者において新たに分担業務（ユニバーサルデザイン、照明計画、積算業務等）を追加する場合は、新たに分担業務分野を追加する場合の主任担当技術者等を提出してください。なお、当該分野の評価は行わないものとします。

⑧ 協力事務所の概要（様式11）

協力事務所がある場合は提出してください。分担業務分野には、構造、電気設備、機械設備、又は提出者において新たに追加する分担業務分野（ユニバーサルデザイン、照明計画、積算業務等）を記入し、協力事務所の名称、所在地、代表者、協力を受ける内容及び理由について記入してください。

⑨ 業務実施方針（様式12-1、12-2）

業務実施方針として、以下のテーマ内容について記入してください。

**I. 現庁舎敷地における合理的な建て替えの考え方**

- ▶ 仮設庁舎を使用する建て替え手法もしくは仮設庁舎を使用しない建て替え手法について比較検討し、整備コストや工事中の市民サービスを含め、最良と思われる合理的な建て替えの基本的な考え方を記述してください。

**II. 基本コンセプト、設計上特に配慮する事項、業務の取組体制及び工程計画等**

⑩ 業務実施方針作成上の注意事項

- ア 業務実施方針は、A 3判1枚にまとめてください。ただし、IIの「工程計画」うち、「設計工程計画」については様式12-2に基づき作成してください。
- イ 業務実施方針は、基本的な考え方を簡潔に記入してください。
- ウ 参加表明書等の提出者（協力事務所を含む）を特定することができる内容（具体的な社名や実績の名称等）を記入しないでください。

(3) 参加表明書等（第一次審査）の評価

① 参加資格要件の審査

参加資格要件の審査は、事務局が行います。

事務局は、代表企業応募者について、参加資格要件を全て満たしているかどうかを審査し、有資格者については審査委員会の承認を得て、第一次審査の対象者とします。

② 第一次審査の評価項目等

第一次審査の評価項目及び評価配点は次のとおりとします。審査は、参加表明書等の提出者を特定できる事項については伏せて実施するものとします。

評価項目	評価の着目点		配点 (点)		
		判断基準			
(1) 事務所の 評価	技術職員数	技術職員数を評価する	7 5		
	有資格者数	有資格者数を評価する			
	同種・類似業務の実績	実績の区分、件数及び受賞歴について評価する			
(2) 配置技術者 の資格	専門分野の 技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する	主任技術者	建築（総合）	3 8
				建築（構造）	
				電気設備	
				機械設備	
(3) 配置技術者 の技術力	同種・類似業務 の実績	実績の区分、件数、携わった立場及び受賞歴について評価する	管理技術者	建築（総合）	1 1 1
				建築（構造）	
				電気設備	
				機械設備	
	経験年数	実務経験年数を 評価する	主任技術者	建築（総合）	2 4
				建築（構造）	
				電気設備	
				機械設備	
(4) 業務実施 方針	業務の実施方針、取組体制等	業務の理解度及び的確性・創造性、実現性を考慮して総合的に評価する。		1 4 0	
合 計				3 8 8	

③ 第一次審査の方法

- ア 事務局は、全ての代表企業応募者についての事前審査を実施します。なお、事前審

査は、審査委員会の承認を経て確定するものとします。

- イ 審査委員会は、業務実施方針について総合的に評価します。評価点は、各委員の評価点を合計して算出します。
- ウ 審査委員会は、事前審査アと審査委員会評価点イの合計点を最高点とし総合的に審査を行い、得点の高い者から6者を第二次審査対象者として選定します。なお、6位、7位が同点となった場合など6者に限定するのが適当でないと判断される場合には、第二次審査対象者の数を協議により変更することができるものとします。
- エ 第一次審査の評価は、第二次審査に持ち越さないものとします。

## 8. 代表企業応募者の参加表明書等に関する質問の受付及び回答

### (1) 質問の方法

質問は、質問書（様式1）により電子メールにて事務局へ送付してください。なお、電子メール以外では質問の受付はできません。また、代表企業応募者の第二次審査で使用する技術提案書の内容についての質問は、この期間では受付しないものとします。

#### ① 質問書の受付期限

平成28年7月25日（月）から8月3日（水）まで

※受付時間は、市役所開庁日の午前9時から午後5時まで

#### ② 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、平成28年8月9日（火）に各務原市公式ウェブサイトにおいて公表します。なお、質問回答書は、本実施要領の追加又は修正として、実施要領と同様に扱います。

## 9. 県内企業応募者の参加表明書等の提出手続き及び評価

### (1) 参加表明書等の提出手続き

県内企業応募者の参加表明書等は、次により提出してください。

#### ① 提出期間

平成28年7月25日（月）から8月23日（火）まで

※受付時間は、市役所開庁日の午前9時から午後5時まで

#### ② 提出場所

事務局

#### ③ 提出方法

ア 提出期間内に提出場所に直接持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は簡易書留郵便等配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着としてください。

イ 事務局による提出書類の受領確認後、参加表明書等受領書を交付します。

ウ 提出書類及び提出部数

提出書類	様式	部数
参加表明書	16	1
企業の技術者・資格及び業務実績	17	10
配置技術者の経歴等	18-1	10
配置技術者の代表的な業務実績	18-2	10

(2) 提出書類の記入上の留意事項

① 参加表明書（様式16）

代表者印を押印の上、提出してください。

② 企業の技術者・資格及び業務実績（様式17）

ア 当該事務所の技術職員・資格について記入してください。

イ 資格は、一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士を対象とし、これ以外の資格については記入しないでください。また、複数の資格を有する職員については、いずれか一つの資格の保有者として記入してください。

ウ 次の（ア）から（ウ）に該当する業務実績を3件以内で記入してください。なお、業務実績とは基本設計又は実施設計業務の契約履行が公告日現在において完了しているものをいい、施設の完成は問いません。

（ア）「同種」業務の実績における対象施設は、平成18年4月1日以降に、国又は地方公共団体が発注した庁舎（執務室及び窓口を主としたもの）の新築又は改築の基本設計又は実施設計業務を委託した実績を対象とします。

（イ）「類似」業務の実績における対象施設は、平成18年4月1日以降に、国又は地方公共団体が発注した公共施設（ア）を除く）の新築又は改築の基本設計又は実施設計業務を受託した実績を対象とします。

（ウ）実績が複数ある場合は、同種業務、類似業務の実績の順に優先し、かつ規模の大きいものから3件を記入してください。同種業務、類似業務の実績が合わせて3件に満たない場合は、実績があるもののみを記入してください。なお、記入した業務については契約書（鏡）の写し、業務の完了が確認できる資料の写し、施設の概要が確認できる資料の写し（図面、写真、パース等）を提出してください。

エ 該当する業務実績について、次の項目を記入してください。

（ア）受注形態の欄には、単体、共同企業体の別を記入してください。

（イ）構造・規模の欄には、〔構造種別―地上階数／地下階数、延べ面積〕を記入してください。

（ウ）受賞歴は、受賞名、受賞年月日を記入してください。

（エ）審査において「同種」を「類似」又は「実績無し」と、また「類似」を「実績無し」と、更に「受賞歴」を「受賞歴なし」として評価することがあります。

③ 配置技術者の経歴等（様式18-1、18-2）

本業務を担当する配置技術者について、次に従い記入してください。

ア 実務経験年数、保有資格等

（ア）当該事務所との雇用関係を証明する資料（健康保険証の写し等）を添付してください。なお、参加表明書の受付日以前に当該事務所と直接的かつ恒常的に3カ月以上の雇用関係が必要となります。

（イ）記入した資格を証する資料（資格者証の写し等）を添付してください。

（ウ）実務経験年数については、1年未満は切り捨てとします。

イ 同種・類似業務実績

（ア）同種・類似業務の記入方法は、前記②ウの説明のとおりです。

（イ）該当する業務実績については、前記②エにならって記入し、あわせて関わった分

担業務分野及び立場（管理技術者、主任技術者又はこれらに準ずる立場）を記入してください。

ウ 公告日現在、従事している設計業務及び監理業務

公告日現在、従事している設計、監理業務について、前記にならって記入し、あわせて関わっている分担業務分野及び立場（管理技術者、主任技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記入してください。

エ 代表的な業務実績（様式18-2）

前記様式18-1で記入した業務実績のうち、代表的な業務実績1事例の写真等を添付し、その設計コンセプトを簡潔に記入してください。

(3) 参加表明書等の評価

① 参加資格要件の審査

参加資格要件の審査は事務局が行います。

事務局は、県内企業応募者について、参加資格要件を全て満たしているかどうかを審査し、有資格者については審査委員会の承認を得て、審査の対象者とします。

② 審査の評価項目等

審査の評価項目及び評価配点は次のとおりとします。

評価項目	評価の着目点		配点 (点)
		判断基準	
(1) 事務所の 評価	技術職員数	技術職員数を評価する	39
	有資格者数	有資格者数を評価する	
	同種・類似業務の実績	実績の区分、件数及び受賞歴について評価する	
(2) 配置技術者 の資格	技術者資格	資格の内容を資格評価表により評価する	11
(3) 配置技術者 の技術力	同種・類似業務の実績	実績の区分、件数、携わった立場及び受賞歴について評価する	33
	経験年数	実務経験年数を評価する	
合 計			83

③ 審査の方法

ア 事務局は、全ての審査対象者についての事前審査を実施します。なお、事前審査は、審査委員会の承認を経て確定するものとします。

イ 審査委員会は、得点の高い者から3者を二次審査対象者として選定します。なお、3位、4位が同点となった場合など3者に限定するのが適当でないと判断される場合には、第二次審査対象者の数を協議により変更することができるものとします。

ウ 第一次審査の評価は、第二次審査に持ち越さないものとします。

10. 県内企業応募者の参加表明書等に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の方法

質問は、質問書（様式15）により電子メールにて事務局へ送付してください。なお、電子メール以外では質問の受付はできません。また、県内企業応募者の第二次審査で使用する技術提案書の内容についての質問は、この期間では受付しないものとします。

① 質問書の受付期限

平成28年7月25日（月）から8月3日（水）まで

※受付時間は、市役所開庁日の午前9時から午後5時まで

② 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、平成28年8月9日（火）に各務原市公式ウェブサイトにおいて公表します。なお、質問回答書は、本実施要領の追加又は修正として、実施要領と同様に扱います。

## 1 1. 市内企業応募者の参加表明書の提出手続き及び審査

(1) 参加表明書の提出手続き

市内企業応募者の参加表明書等は、次により提出してください。

① 提出期間

平成28年7月25日（月）から8月23日（火）まで

※受付時間は、市役所開庁日の午前9時から午後5時まで

② 提出場所

事務局

③ 提出方法

ア 提出期間内に提出場所に直接持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は簡易書留郵便等配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着としてください。

イ 事務局による提出書類の受領確認後、参加表明書等受領書を交付します。

ウ 提出書類及び提出部数

提出書類	様式	部数
参加表明書	2 2	1
企業の概要	2 3	1 0

(2) 提出書類の記入上の留意事項

① 参加表明書（様式2 2）

代表者印を押印の上、提出してください。

② 企業の概要（様式2 3）

ア 企業の住所等、事務所登録事項、事務所所属の一級建築士、常勤職員数について記入してください。

イ 業務実績は、現在企業に所属する技術職員が、「防衛施設周辺防音事業工事標準仕方書」による公共施設の防音工事（新築、改築、改修、改造、併行、機能復旧等）の設計業務に従事した直近の実績を2件まで記入してください。

(3) 参加資格要件の審査

参加資格要件の審査は事務局が行います。

事務局は、市内企業応募者について、参加資格要件を全て満たしているかどうかを審査し、有資格者については審査委員会の承認を得て、市内企業候補者とし、市内企業候補者として選定された者については、市内企業候補者名簿に登載します。

## 1 2. 市内企業応募者の参加表明書に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の方法

質問は、質問書（様式21）により電子メールにて事務局へ送付してください。なお、電子メール以外では質問の受付はできません。

① 質問書の受付期限

平成28年7月25日（月）から8月3日（水）まで

※受付時間は、市役所開庁日の午前9時から午後5時まで

② 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、平成28年8月9日（火）に各務原市公式ウェブサイトにおいて公表します。なお、質問回答書は、本実施要領の追加又は修正として、実施要領と同様に扱います。

### 13. 代表企業応募者の技術提案書の提出手続き及び評価

(1) 技術提案書の提出手続き

第二次審査対象者に選定された代表企業応募者は、技術提案書を次により提出してください。

① 提出期間

平成28年9月1日（木）から10月14日（金）まで

※受付時間は、市役所開庁日の午前9時から午後5時まで

② 提出場所

事務局

③ 提出方法

ア 提出期間内に提出場所に直接持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は簡易書留郵便等配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着としてください。

イ 事務局による提出書類の受領確認後、参加表明書等受領書を交付します。

ウ 提出書類及び提出部数

提出書類	様式	部数
技術提案提出書	13	1
特定テーマについての技術提案書	14-1～ 14-6	10
上記技術提案書のA1サイズのパネル	—	2
見積書	—	1

(2) 提出書類の記入上の留意事項

① 技術提案提出書（様式13）

代表者印を押印のうえ提出してください。

② 特定テーマについての技術提案書（様式14-1～14-6）

技術提案は、各務原市新庁舎建設基本計画を踏まえ、次のテーマについて提案してください。

- |  |
|--|
| I. 庁舎配置、建て替え手法及び工程計画について<br>II. 防災拠点の機能が果たせる庁舎について<br>III. 誰もが利用しやすい庁舎について<br>IV. 市民に親しまれる庁舎について<br>V. 経済性に配慮した環境にやさしい庁舎について<br>VI. 機能的・効率的な庁舎について |
|--|

③ 見積書

見積書は、基本設計業務の合計額及びその内訳額を記載してください。様式は自由としますが、代表者印等押印の上、あて先は各務原市長としてください。なお、消費税及び地方消費税を含む額としてください。

(3) 提出資料作成上の注意事項

- ① 特定テーマについての技術提案書（様式14-1～14-6）は、テーマごとに、A3判1枚にまとめてください。
- ② 提案は、基本的な考え方を簡潔に記述してください。
- ③ 提出者（協力事務所を含む）を特定することができる内容（具体的な社名や実績の名称等）を記入しないでください。
- ④ 要求した内容以外の書類等については、これを受理しないものとします。
- ⑤ 技術提案書は、写真及びカラーコピーなどでパネル化してください。（発泡ポリスチレン等の軽量な材質、A1サイズで厚さは5mm程度）
- ⑥ パネルは、下記のとおり展示し市民に公開する予定です。
  - ア 期間 平成28年10月17日（月）～10月30日（日）
  - イ 場所 各務原市役所本庁舎1階ロビー  
 （市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）  
 産業文化センター1階21プラザ  
 （期間中の午前9時から午後9時まで）
  - ウ 備考 期間中、記名による市民アンケートを実施する予定です。なお、アンケートの結果や内容は、市民意見として第二次審査の際の参考としますが、審査委員会の評価対象とはいたしません。

(4) プレゼンテーション及びヒアリング

- ① 公開で行うものとします。
- ② 会場、日時、プレゼンテーション及びヒアリングの方法、留意事項等については第一次審査後に別途通知します。
- ③ 参加者は、当該業務に配置を予定する管理技術者及び総合担当主任技術者を含む3名以内とし、原則として代理者の出席は認めません。
- ④ プレゼンテーションには、提出した技術提案書の拡大パネル（A1判）とパワーポイントを使用してください。拡大パネルは、プレゼンテーション及びヒアリング終了後、事務局に再度提出してください。
- ⑤ なお、原則として、提出した技術提案書に加筆することはできないものとしますが、パワーポイントを作成するため、最小限の編集を行うことは可とします。

- ⑥ 出席しない場合は、参加意思がないものとみなし、評価の対象としません。
  - ⑦ 他者のプレゼンテーション及びヒアリングを参観又は聴講することは禁止します。
- (5) 技術提案書（第二次審査）の評価

① 第二次審査の評価項目等

第二次審査の評価項目及び評価配点は次のとおりとします。審査は、技術提案書の提出者を特定できる事項については伏せて実施するものとします。

評価項目	評価の着目点		配点 (点)
	判断基準		
技術提案等	特定テーマに対する技術提案	特定テーマについて、業務の理解度、的確性（与条件との整合性が取れているか等）、創造性（工学的知見に基づく創造的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）	840
	取り組み意欲・基本計画の理解度	ヒアリングの内容を踏まえ、取り組み意欲、基本計画の理解度を総合的に評価する	70
見積額	見積額が基準額（委託料上限額）に対し妥当性を評価する。		50
合 計			960

② 第二次審査の方法

- ア 審査委員会は、プレゼンテーション及びヒアリングの結果を踏まえ、総合的に評価を行います。
- イ 委員の評価点の合計に、見積額に係る評価点を加算し、得点の高い者から最優秀者1者、次点者1者を特定します。

#### 14. 代表企業応募者の技術提案書に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の方法

質問は、質問書（様式は第二次審査対象者に別途配布します。）により電子メールにて事務局へ送付してください。なお、電子メール以外では、質問の受付はできません。

① 質問書の受付期間

平成28年9月1日（木）から9月9日（金）まで  
 ※受付時間は、市役所開庁日の午前9時から午後5時まで

② 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、第二次審査対象者全員に対し、平成28年9月15日（木）に電子メールにて回答します。なお、質問回答書は、本実施要領の追加又は修正として、本実施要領と同様に扱います。

#### 15. 県内企業応募者の技術提案書の提出手続き及び評価

(1) 技術提案書の提出手続き

第二次審査対象者に選定された県内企業応募者は、技術提案書を次により提出してください。

① 提出期間

平成28年9月1日（木）から10月14日（金）まで

※受付時間は、市役所開庁日の午前9時から午後5時まで

② 提出場所

事務局

③ 提出方法

ア 提出期間内に提出場所に直接持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は簡易書留郵便等配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着としてください。

イ 事務局による提出書類の受領確認後、参加表明書等受領書を交付します。

ウ 提出書類及び提出部数

提出書類	様式	部数
技術提案提出書	19	1
特定テーマについての技術提案書	20	10

(2) 提出書類の記入上の留意事項

① 技術提案提出書（様式19）

代表者印を押印のうえ提出してください。

② 特定テーマについての技術提案書（様式20）

技術提案は、次のテーマについて提案してください。

<p><b>I. 地域特性を活かす考え方について</b></p> <p><b>II. 地元企業ならではの独自提案</b></p>
--

(3) 提出資料作成上の注意事項

① 特定テーマについての技術提案書（様式20）は、A3判1枚に全てのテーマをまとめることとし、各テーマの配分は自由とします。

② 提案は、基本的な考え方を簡潔に記述してください。

③ 提出者を特定することができる内容（具体的な社名や実績の名称等）を記入しないでください。

④ 要求した内容以外の書類等については、これを受理しないものとします。

(4) 技術提案書（第二次審査）の評価

① 第二次審査の評価項目等

第二次審査の評価項目及び評価配点は次のとおりとします。審査は、技術提案書の提出者を特定できる事項については伏せて実施するものとします。

評価項目	評価の着目点		配点 (点)
		判断基準	
技術提案	特定テーマに対する技術提案	特定テーマについて、業務の理解度、的確性（与条件との整合性が取れているか等）、創造性（工学的知見に基づく創造的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）	280
合計			280

② 第二次審査の方法

審査委員会は、総合的に評価を行い、得点の高い者から最優秀者1者、次点者1者を特定します。

## 16. 県内企業応募者の技術提案書に関する質問の受付及び回答

### (1) 質問の方法

質問は、質問書（様式は第二次審査対象者に別途配布します。）により電子メールにて事務局へ送付してください。なお、電子メール以外では、質問の受付はできません。

#### ① 質問書の受付期間

平成28年9月1日（木）から9月9日（金）まで

※受付時間は、市役所開庁日の午前9時から午後5時まで

#### ② 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、第二次審査対象者全員に対し、平成28年9月15日（木）に電子メールにて回答します。なお、質問回答書は、本実施要領の追加又は修正として、本実施要領と同様に扱います。

## 17. 評価結果の公表及び通知

審査の結果は、各務原市公式ウェブサイトで公表するほか、参加表明書を提出した全ての参加者に対し、郵送にて書面で通知します。

## 18. 設計業務契約

### (1) 共同企業体の結成

代表企業応募者の優先交渉権者、県内企業最優秀者、代表企業の優先交渉権者に選定された市内企業は、協議を行い、共同企業体を結成するものとします。共同企業体の運営形態は、各構成員が対等の立場で一体となって業務を履行するものとします。

なお、共同企業体の構成員となる県内企業及び市内企業の最小出資比率は合計で25%以上、かつ1者あたりの最小出資比率は5%以上とし、設計共同企業体協定書（様式24）を市内企業選定後2週間以内に提出してください。

### (2) 契約の締結

各務原市は、代表企業の優先交渉権者、県内企業最優秀者、代表企業の優先交渉権者に選定された市内企業により結成された共同企業体を契約候補者とし、契約の交渉を行います。

代表企業の優先交渉権者が、契約締結までの間に、国又は地方公共団体から入札参加資格の停止処分を受けるなど、参加資格要件を満たさないと認められた場合は、代表企業の次点交渉権者、県内企業最優秀者、代表企業の次点交渉権者に選定された市内企業との共同企業体結成及び契約交渉の相手方とします。

### (3) 契約保証金

免除とします。

### (4) 委託料の支払条件

委託料の支払条件は、以下のとおり予定しています。

#### ① 前金払 有（委託料の30%に相当する額）

#### ② 部分払 無

#### ③ 支払方法

前払金 （平成28年度） 業務委託料の10分の3以内

業務完了時（平成29年度）前払金を除く業務委託料の全額

(5) 委託料上限額

金82,063千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 履行期間

契約の日から平成30年2月28日まで

(7) 契約者

各務原市長 浅野 健司

(8) 契約書の作成の要否

要します。

(9) 委託に関する本件公募型プロポーザルの取り扱い

- ① 本件公募型プロポーザルは、設計適格者を選定することから、契約対象となる設計業務の内容は、各務原市が定める契約書のほか特記仕様書等に基づきますが、技術提案書等に記入された内容及びヒアリングの内容のうち、各務原市が必要と判断する場合は、特記仕様書に反映するものとします。
- ② 本業務を行うこととなった場合、参加表明書の付属書類に記入された管理技術者及び各担当主任技術者は、原則として変更することはできません。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由による場合には、各務原市の了解を得たうえで、同等以上の技術者に変更してください。

(10) 本業務に係る工事の受注に関する制限

本件公募型プロポーザルの結果、本業務を受託した共同企業体の各構成員（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む）が、製造業及び建設業の企業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する企業は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができません。

※「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいいます。

(11) その他

- ① 特に支障がない限り、本基本設計業務の受託者を相手方として、実施設計、工事監理について別途、随意契約を締結する予定です。それぞれの業務の委託料については、平成21年国土交通省告示第15号「建築事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」に準拠した方法により算定し、各務原市一般会計予算に計上される金額の範囲内とします。なお、平成30年度以降の予算及び事業計画の修正等により、業務の委託が不可能になった場合などには、実施設計委託及び工事監理委託を実施しない場合があります。
- ② 市では、新庁舎の建設にあたり、オフィス環境整備支援業務、ICT環境コンサルティング業務を別途委託する予定であり、設計業務の実施過程においては、当該業務の受託者との作業調整及び協議を行いながら、設計業務を実施してください。また、建設敷地における測量、地質調査も別途実施する予定であり、調査完了後に結果を提供します。

## 19. その他

### (1) 市との協議について

本業務の受託に関して、不測の事態が生じた場合には、市と協議することとします。

### (2) 辞退について

技術提案書の提出を要請された者が、これを辞退する場合は、書面（書式自由。ただし、A4判とする。）により事務局まで持参又は郵送してください。なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはありません。

### (3) 費用負担

本件公募型プロポーザルの参加に係る費用は全て参加者の負担とし、参加報償費等は支払いません。

### (4) 提出資料の取扱い

- ① 参加表明書及び技術提案書の提出書類は返却しません。
- ② 提出期限以降における提出書類の差し替えは認めません。
- ③ 提出書類は、評価に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、設計者を選定する以外の目的には、応募者に断りなく使用しません。
- ④ 提出された技術提案書は応募者の技術力を評価するためのものであり、設計の内容を求めるものではありません。
- ⑤ 審査の経緯及び結果についての異議の申し立ては受け付けません。